

議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査

(1) 目的

議会活動に必要な知識の習得及び情報収集を行い、議会機能向上に資するため。

(2) 派遣場所

① 北海道町村議会議員研修会〔北海道町村議会議長会主催〕
札幌コンベンションセンター（札幌市白石区）

② 石狩市

(3) 派遣期間

令和6年7月2日～3日（2日間）

(4) 派遣議員

全議員 19人

2 議会広報研修会〔北海道町村議会議長会主催〕

(1) 目的

議会広報作成に必要な知識・情報を習得し、より住民に親しまれる「議会だより」を発行するため。

(2) 派遣場所

ポールスター札幌（札幌市中央区）

(3) 派遣期間

令和6年8月20日（1日間）

(4) 派遣議員

広報広聴委員会委員 4人

（小田新紀、酒井はやみ、藤谷謹至、藤原 孟）

3 その他

上記1から2の議員の派遣内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。